

○荒川区生活安全条例

平成13年12月10日

条例第41号

(目的)

第1条 この条例は、区民の生活安全に関する意識の高揚を図るとともに、地域における犯罪、事故等を防止するための活動を推進することにより、安全で安心して暮らせる地域社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 区民等 区民及び区内に滞在する者(通過する者を含む。)をいう。
- (2) 事業者 区内において事業活動を行うすべての者をいう。
- (3) 占有者等 区内に存する土地又は建物を所有し、管理し、又は占有する者をいう。

(区の責務)

第3条 区は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項について必要な施策を実施するよう努めるものとする。

- (1) 生活安全に関する意識の啓発
 - (2) 生活安全の確保に寄与する地域の自主的な活動(以下「生活安全活動」という。)に対する支援
 - (3) 建物に係る安全な環境の整備に関する指導
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事項
- 2 区は、前項の施策の実施に当たっては、区の区域を管轄する警察署等関係行政機関及び防犯関係団体その他の関係者と緊密な連携を図るものとする。

(区民等の責務)

第4条 区民等は、安全な生活を送るために自ら必要な措置を講ずるとともに、互いに協力して生活安全活動の推進に努めるものとする。

- 2 区民等は、生活安全に関する区の施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動の安全を確保するために自ら必要な措置を講ずるとともに、生活安全活動の推進に努めるものとする。

- 2 事業者は、生活安全に関する区の施策に協力するよう努めるものとする。

(占有者等の責務)

第6条 占有者等は、その土地又は建物に係る安全な環境の確保に努めるとともに、生活安全活動の推進に努めるものとする。

2 占有者等は、生活安全に関する区の施策に協力するよう努めるものとする。

(指導)

第7条 区長は、共同住宅及び物品販売業を営む店舗、ホテルその他不特定かつ多数の者が利用する建物について、建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく確認申請等をしようとする建築主に対し、あらかじめ、防犯カメラ等生活安全に寄与する環境の確保に効果的な設備の設置等に関して、当該建物の所在地を管轄する警察署と協議するよう指導するものとする。

(推進組織の整備)

第8条 区長は、この条例を効果的に運用するために必要な組織を整備するものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。